資料10 - 1 自治体別·種類別苦情受理件数

(平成17年度)

			典	型	7	公	害			曲型 7 公宝
自治体 種類	合 計	小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	典型7公害 以外の苦情
愛 媛 県	185	97	17	48		2			30	88
松山市	506	498	249	82		83	6		78	8
今 治 市	78	76	2	15		17	1		41	2
宇和島市	37	37	17	3		3			14	
八幡浜市										
新居浜市	129	129	94	5	1	22	1		6	
西条市	37	27	4	16		3	1		3	10
大 洲 市	17	13		2		1			10	4
四国中央市	85	85	61	6		11			7	
伊予市	31	22	7	6	1	4			4	9
西予市										
東温市	22	6		2		1			3	16
市計	942	893	434	137	2	145	9	0	166	49
上島町										
久万高原町										
松前町	103	78	42	14	1	5			16	25
砥 部 町	18	15	6	5		4				3
内 子 町	1	1		1						
伊 方 町										
鬼北町										
松野町										
愛 南 町										
町計	122	94	48	20	1	9	0	0	16	28
合 計	1,249	1,084	499	205	3	156	9	0	212	165

資料10 - 2 発生源別苦情受理件数

発	生源 年 月	世 /	16	17
	合 計		954	1,249
農		業	38	15
林		業	2	8
漁		業	3	20
鉱		業	-	1
建	設	業	202	234
製	造	業	120	145
電気	気・ガス・熱 供 給 業・水 i	道業	4	5
情	報 通 信	業	-	1
運	輸	業	7	10
卸	売 · 小 売	業	28	30
金	融·保険	業	-	-
不	動産	業	2	2
飲	食店、宿泊	業	24	34
医		祉	19	2
教	育、学習支援	業	-	-
複	合 サ - ビ ス 事	業	16	12
サ-	- ビス業(他に分類されない:	もの)	65	120
公	務(他に分類されないも	の)	-	7
分	類 不 能 の 産	業	14	21
会	社 · 事 業 所 以	外	410	582
	個	人	241	383
	そ の	他	38	61
	不	明	131	138

升	全	_	\	\	年	度	16	17
	合				計		954	1,249
焼		却		施		設	67	39
産	業	用	機	械	作	動	45	51
産		業		排		水	26	60
流	H	<u>ዜ</u>	•	源	司	洩	65	75
エ	事	•	建	設	作	業	89	94
飲	ŧ	Į	店	È	营	業	6	22
カ		ラ		オ		ケ	6	9
移	動発	生》	亰(自	動	車運	行)	4	5
移	動発	生	源(鉄道	運	行)	2	-
移	動発	生》	亰(舫	它村	幾運	航)	1	1
廃	棄	¥.	物	扌	殳	棄	112	76
家	庭		生	活	(機	械)	3	6
家	庭		生	活((ペッ	ノ ト)	13	3
家	庭	-	生	活(その	他)	28	52
焼		刦] (野,	焼き)	274	462
自			然			系	29	39
そ			の			他	110	181
不						明	75	75

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分		特定工場が設置すべき公害防止管理者等								
ᅜᄁ	村	公 害 防 」	上管理者	公害防止統括者	公害防止主任管理者					
大	有害物質を発生する施 設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm³/h以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm³/h未満 の工場							
気	排出ガス量10000Nm³ /h以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm³/h以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm³/h未満 の工場		排 出 ガス 量 40000 Nm³/h/以上でか つ、排出水量1万m³ /日以上の工場は、					
水	有害物質を発生する施 設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10000m³/日以上の 工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10000m³/日未満の 工場		公害防止主任管理者 を設置する。					
質	排出量1000m³/日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10000m³/日以上の 工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10000m³/日未満の 工場							
騒音	機械プレス(呼び加 圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。) 鍛造機(落下部分の 重量が1トン以上のハ ンマーに限る。)	(騒音関係公習	害防止管理者)	常時使用する従業 員数が21人を超え						
特定粉じん	特定粉じん発生施設を 設置する工場	(特定粉じん関係	公害防止管理者)	る工場は、公害防 止統括者を設置す る。						
一般粉じん	一般粉じん発生施設を 設置する工場	(一般粉じん関係	公害防止管理者)							
振動	液圧プレス(矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941トン以上のものに限る。)機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。)鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のれンマーに限る。)	(振動関係公司	害防止管理者)							
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第15号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関	係公害防止管理者)							